

ごみ処理基本計画

(概要版)

平成 19 年 3 月

十和田地域広域事務組合

十 和 田 市
六 戸 町
おいらせ町
五 戸 町
新 郷 村

目 次

第1章	計画策定の主旨	1
1-1	はじめに	1
1-2	ごみ処理基本計画について	1
1-3	計画策定期間	1
第2章	ごみ処理の現状	2
2-1	現状のごみ処理体制	2
2-2	ごみ排出状況	4
2-3	処理の状況	8
2-4	ごみ処理における課題	11
第3章	ごみ処理の基本方針	13
3-1	ごみ処理の基本方針	13
3-2	基本方針に基づく住民・事業者・市町村・組合の取り組み	14
3-3	数値目標の設定	16
第4章	基本方針の具体的施策	19
4-1	「発生抑制と減量化の推進」に関する施策	19
4-2	「リサイクルの推進」に関する施策	20
4-3	「適正処理の推進」に関する施策	21
第5章	ごみ処理基本計画	22
5-1	収集運搬計画	23
5-2	中間処理計画	24
5-3	最終処分計画	27
5-4	その他の計画	28

第 1 章 計画策定の主旨

1-1 はじめに

十和田地域広域事務組合（以下、「組合」という。）は「ごみ処理基本計画（平成 11 年 9 月）」を策定した十和田地区清掃事務組合から清掃事務を平成 12 年に継承しました。その後約 7 年が経過しており、循環型社会形成に係わる法体系の整備、十和田ごみ焼却施設のダイオキシン類対策工事の実施、そして組合の構成市町村の合併等が行われ、ごみ処理を取り巻く状況が大きく変化しています。

このことから、組合の「ごみ処理基本計画」（以下「本計画」という。）を新たに策定することとしました。本計画は、ごみ処理関連法令の主旨に則り、「循環型社会」の構築を大きな目標として捉え、自主的かつ積極的に取り組んでいくため、今後のごみ処理の展望・方針等を明らかにするためのものです。

1-2 ごみ処理基本計画について

ごみ処理基本計画は、10～15 年の長期的視点に立った市町村の一般廃棄物処理の基本方針を定める「一般廃棄物処理基本計画」のうち、ごみに関する計画です。

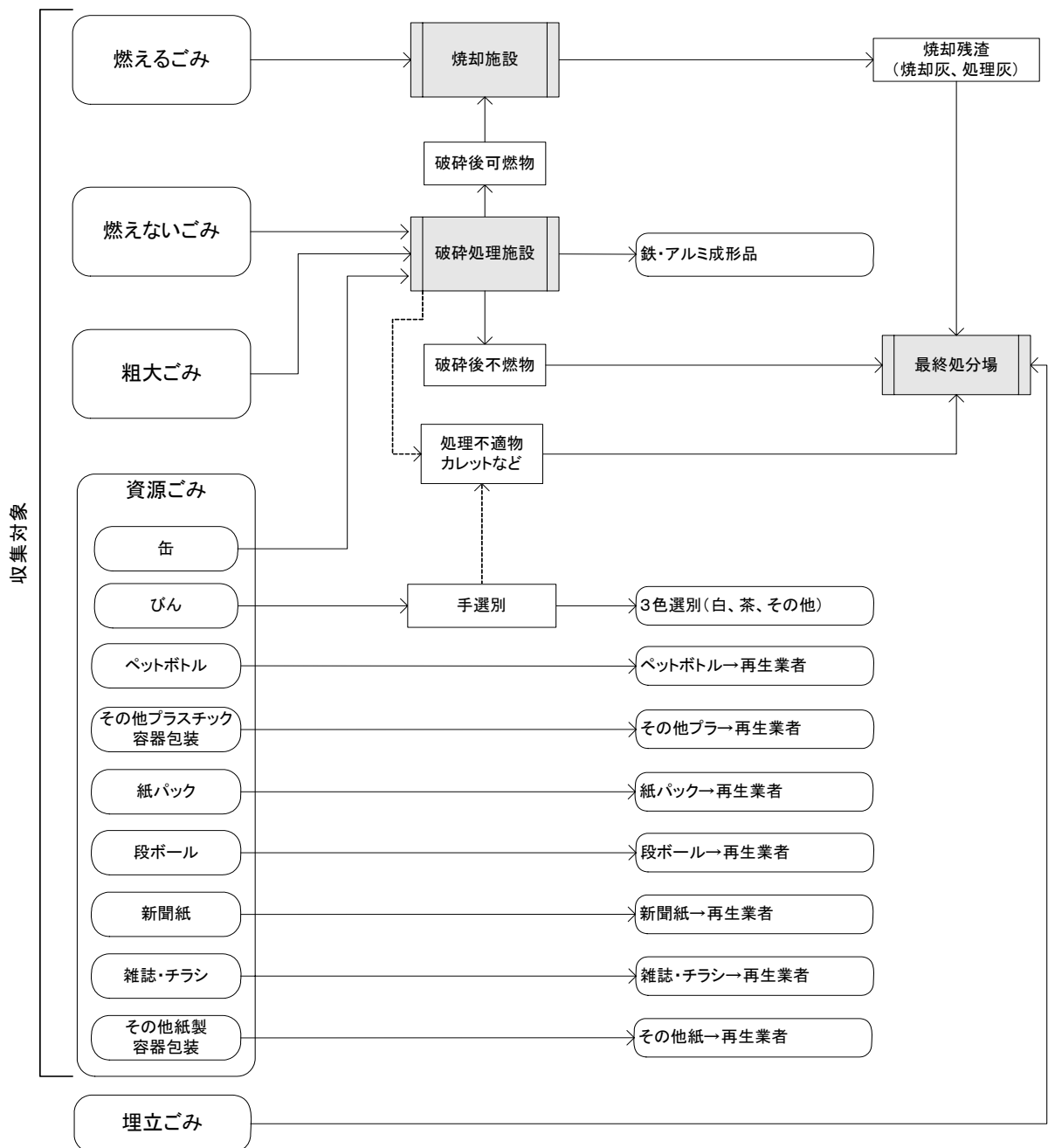
1-3 計画策定期間

本計画の期間は、廃棄物処理法による基本計画の通知より、平成 19 年度から 10 年間とし、計画目標年次を平成 28 年度に定めます。

第2章 ごみ処理の現状

2-1 現状のごみ処理体制

図 2-1 組合のごみ処理フロー



燃えないごみ、粗大ごみは破砕施設で破砕し、可燃物、不燃物、鉄、アルミに選別します。燃えるごみと破砕可燃物は組合の焼却施設で焼却処理を行っています。

缶とびんは組合施設で資源化处理を行っており、缶は破砕処理施設で鉄・アルミに選別、びんは作業員の手選別によって3色（白、茶、その他）に分別しています。紙類・プラスチック類は直接資源再生業者に引き渡します。

埋立ごみ、中間処理で生じた破砕不燃物、焼却残渣、不適物等は最終処分場にて埋立処分しています。

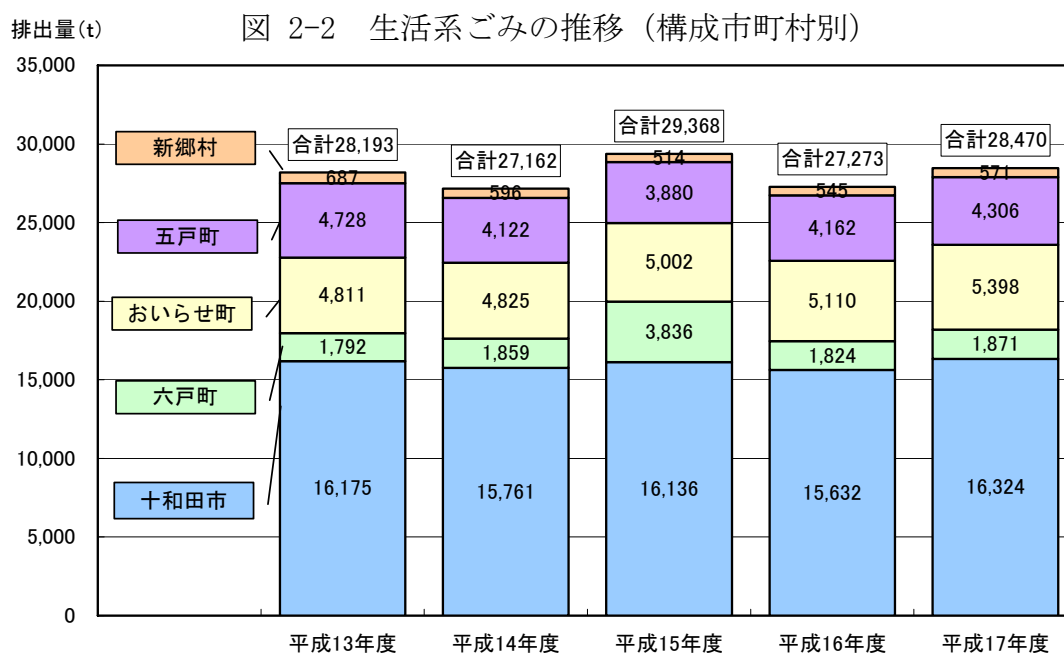
表 2-1 組合の処理体制

収 集 区 分	<ul style="list-style-type: none"> ・燃えるごみ ・燃えないごみ ・缶 ・びん ・紙(紙パック、段ボール、新聞紙、雑誌・チラシ、紙製容器包装) ・プラスチック(ペットボトル、プラスチック製容器包装) ・粗大ごみ(役場窓口申し込みで有料)
収 集 運 搬	<ul style="list-style-type: none"> ・ステーション方式 (十和田市、六戸町、おいらせ町、五戸町、新郷村) ・事業系ごみは許可業者への委託もしくは組合施設へ自己搬入する。 ・搬入料金 50kg あたり 105 円(税込み)
焼 却 施 設	<ul style="list-style-type: none"> ・十和田ごみ焼却施設 150t/24h ・五戸焼却施設(休止中)
破 砕 施 設	<ul style="list-style-type: none"> 十和田粗大ごみ処理施設 40t/5h(破砕機)
最 終 処 分 場	<ul style="list-style-type: none"> ・十和田最終処分場(1984年5月～) ・五戸第一最終処分場(1977年8月～) ・五戸第二最終処分場(1994年7月～)

2-2 ごみ排出状況

1. ごみ排出量の推移

平成13年度から平成17年度までの過去5年間における構成市町村の生活系ごみ、事業系ごみ、ごみ排出量の推移を図2-2～図2-4に示します。



※平成15年度の六戸町の排出量には不法投棄処理分が含まれている。

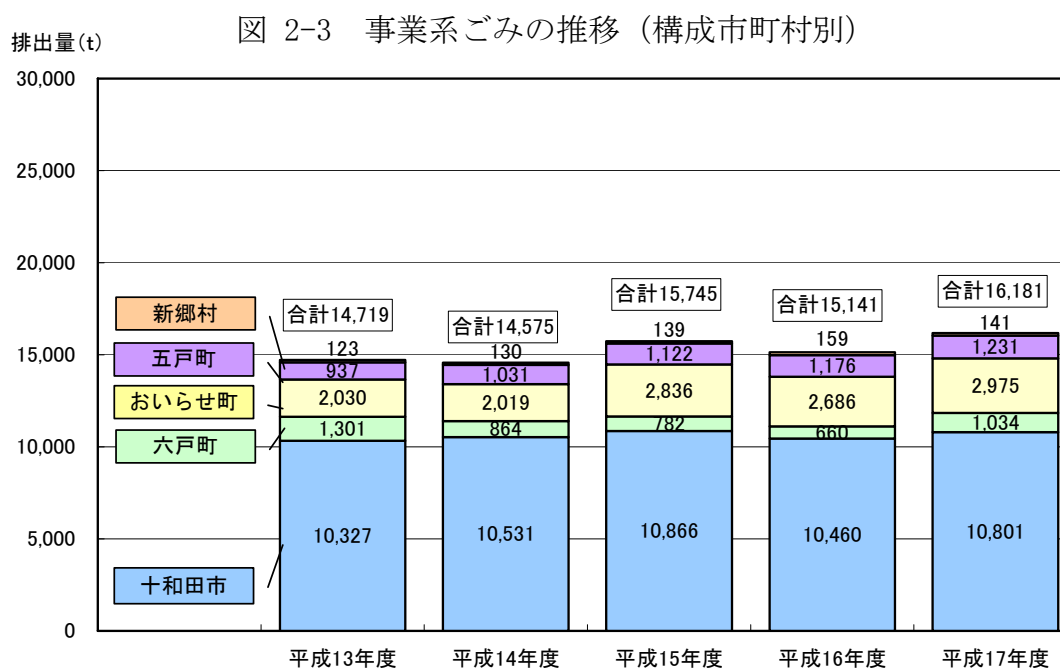
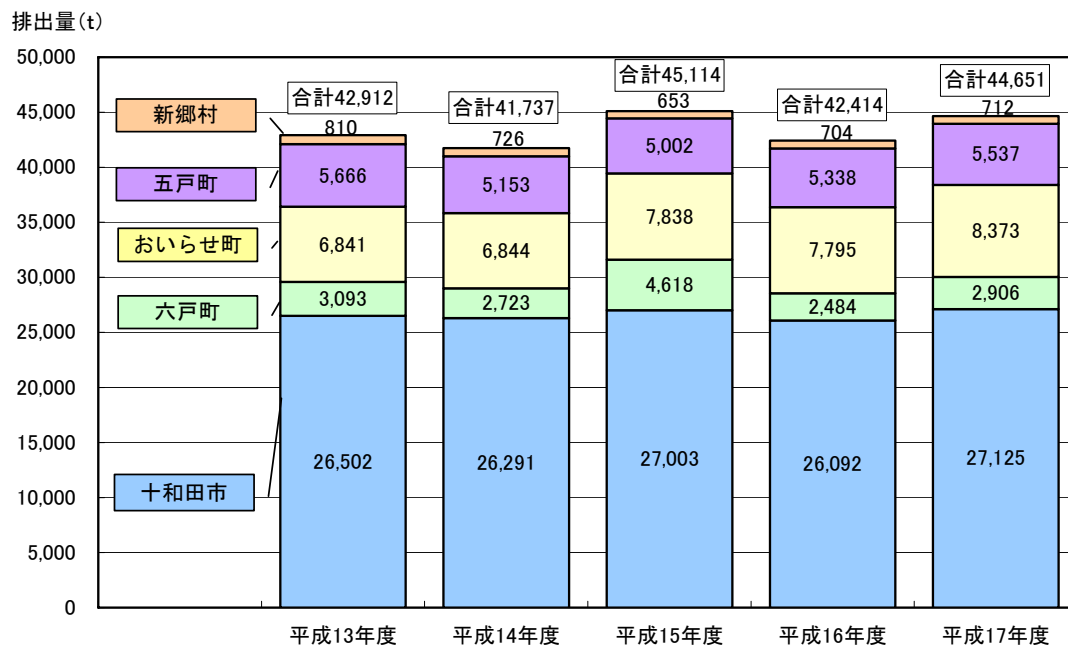


図 2-4 ごみ排出量（生活系＋事業系）の推移



過去5年間のごみ排出量は平成15年度に不法投棄処理によって一時的に増加しましたが、ほぼ一定に推移しています。構成市町村では、十和田市が全体の約6割と最も多く、次においらせ町、五戸町、六戸町、新郷村の順になっています。

2. ごみ排出量原単位の推移

原単位は、ごみ排出量と人口から1人1日あたりの排出量で算出した数値です。生活系ごみ及び事業系ごみの原単位は以下の計算で整理します。平成13年度から平成17年度までの過去5年間における原単位の推移を全国、青森県の数値（環境省廃棄物処理実態調査より）と合わせて比較します。

ごみ排出量原単位(g/人・日)

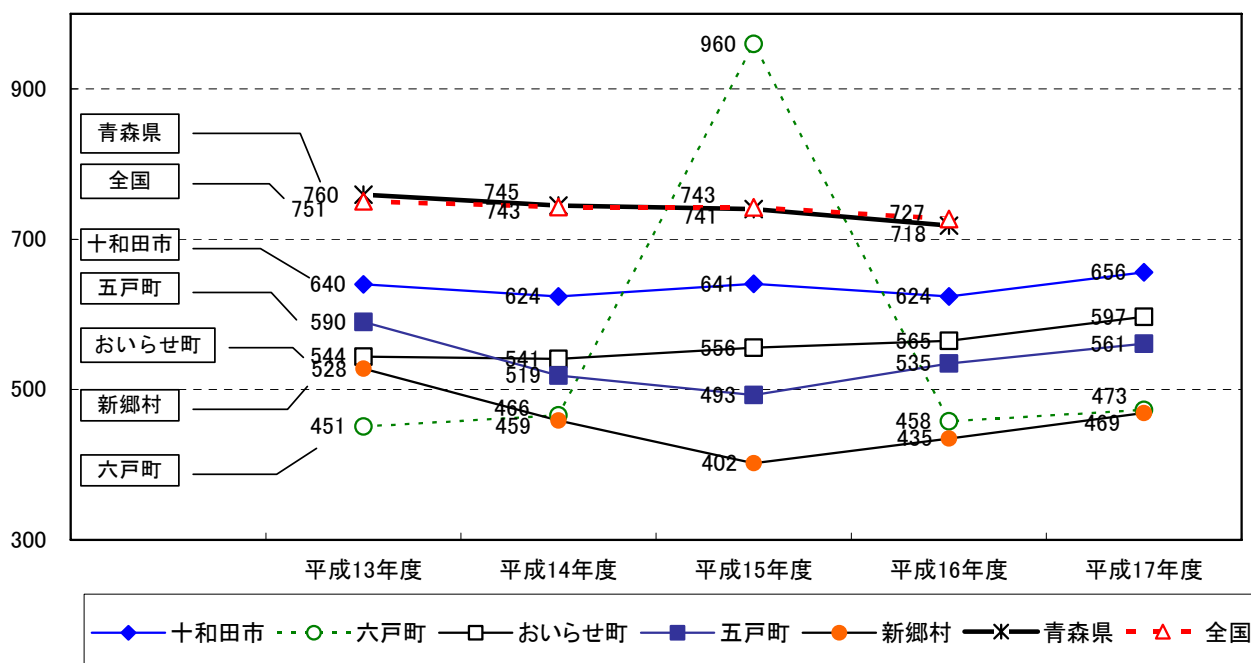
$$= \text{ごみ排出量(t/年)} \div \text{行政区域内人口(人)} \div 365 \text{日} \times 10^6$$

行政区域内人口は年度末値を用いる。

生活系ごみ原単位の推移を図2-5に示します。構成市町村は全国・青森県の数値を下回っている状況ですが、平成15年度から若干上昇傾向となっています。

原単位 (g/人・日)

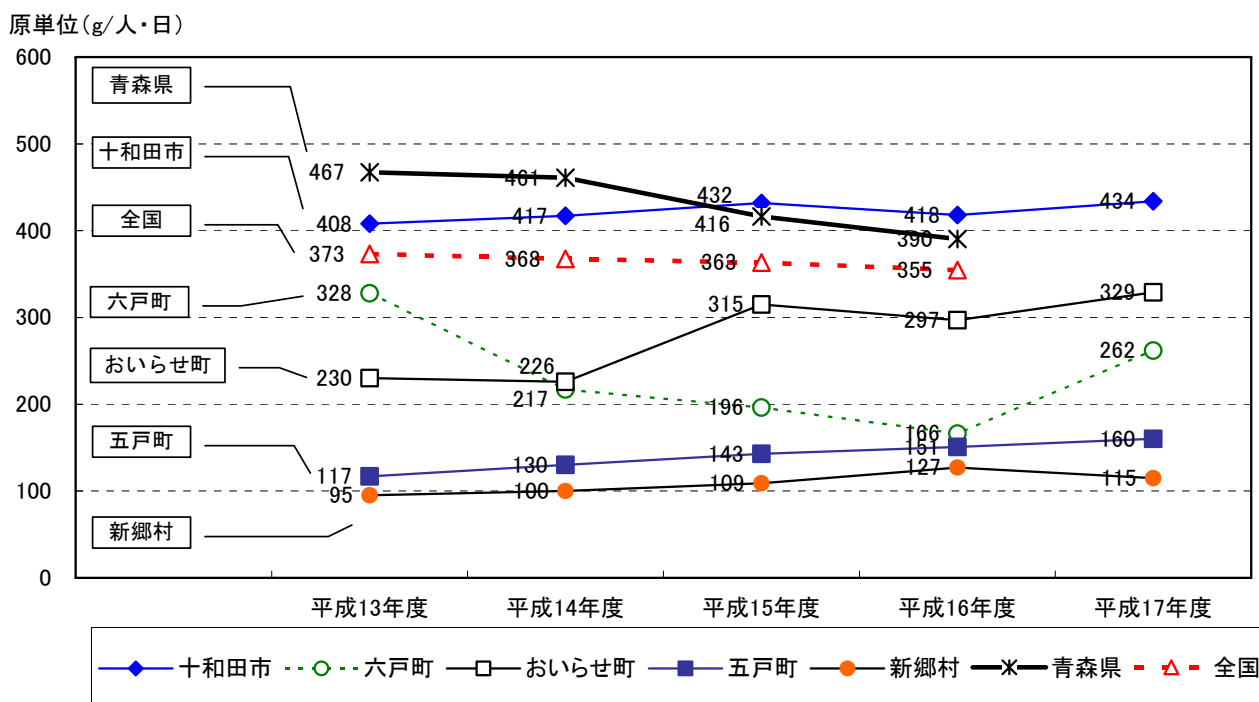
図 2-5 生活系ごみ原単位の推移



※平成15年度の六戸町の数値には不法投棄処理分が含まれている。

事業系ごみ原単位の推移を図 2-6に示します。十和田市が全国・青森県よりも若干高い状況です。他の構成市町村は全国・青森県を下回っていますが、若干上昇傾向にあり、特においらせ町は大きく上昇しています。

図 2-6 事業系ごみ原単位の推移



3. ごみの排出抑制・減量化

(1) 集団回収等による資源回収

現在、構成市町村のうち、十和田市、おいらせ町、新郷村が集団回収活動を推奨、または支援しています。現在、組合全体の集団回収量は年間約 1,000 t で推移しています。

(2) 廃棄物減量等推進委員の設置

構成市町村では、地域の住民の方々にごみの減量施策への協力を依頼する廃棄物減量等推進委員の委嘱を行っており、地域における資源の集団回収やごみ分別徹底等の推進を図っています。

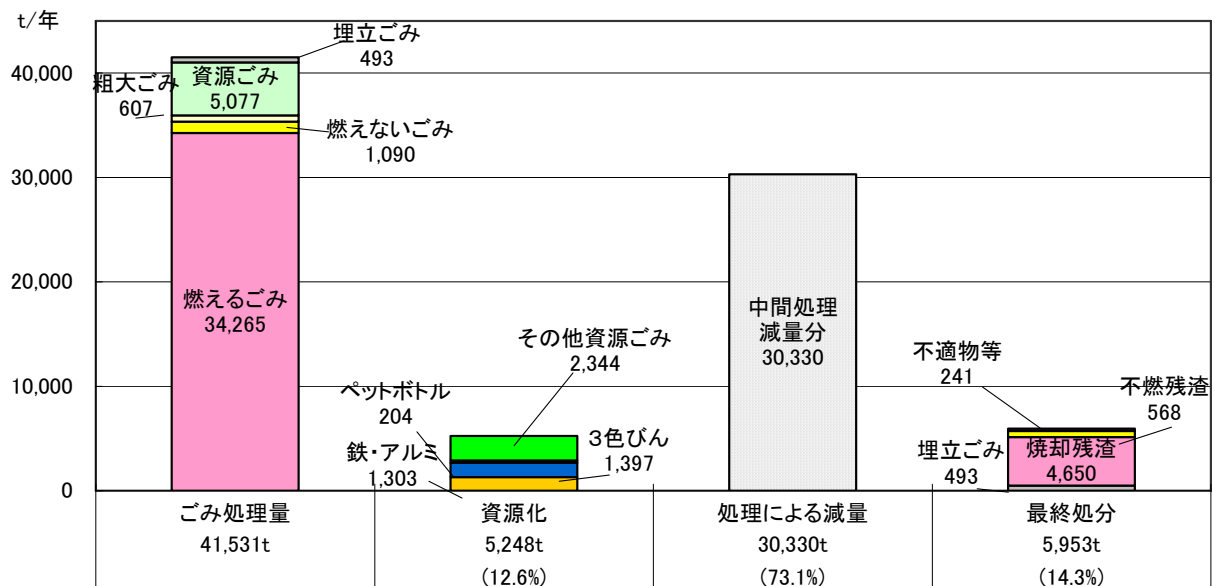
2-3 処理の状況

1. ごみ処理の年間収支

図 2-7に平成 17 年度における組合のごみ処理量、処理による資源化量、処理による減量、最終処分量の収支を示します。

処理によって処理量の約 13%を資源化し、中間処理によって約 74%のごみを減量しています。最終処分量は処理量の約 14%になっており、その大半が焼却残渣で占められています。

図 2-7 組合のごみ処理年間収支（平成 17 年度）



※1 t 未満の端数処理の関係で数値の合計が一致していない部分がある。

※平成 17 年 4 月から平成 18 年 2 月までのおいらせ町の量は旧下田町分で整理している。

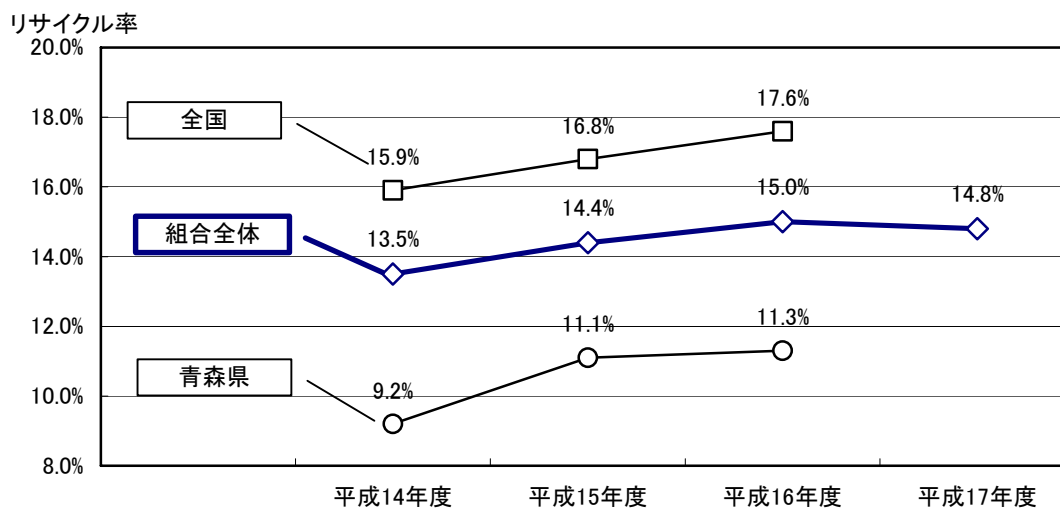
2. リサイクルの状況

発生したごみのうち、再資源化された量の割合をリサイクル率と定義し、以下の式で算出します。

$$\text{リサイクル率} = (\text{資源化量} + \text{集団回収量}) \div (\text{ごみ処理量} + \text{集団回収量})$$

リサイクル率の推移を全国・青森県と比較した結果を図 2-8に示します。組合のリサイクル率は概ね 15%前後で推移しており、全国を若干下回るものの、青森県内では高い状況となっています。

図 2-8 リサイクル率の推移

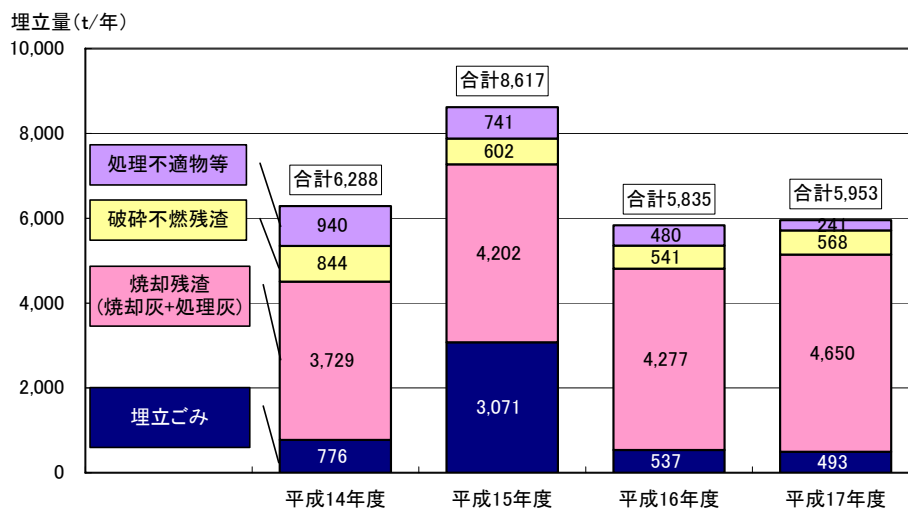


※全国・青森県は一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）の数値を引用

3. 埋立処分量の状況

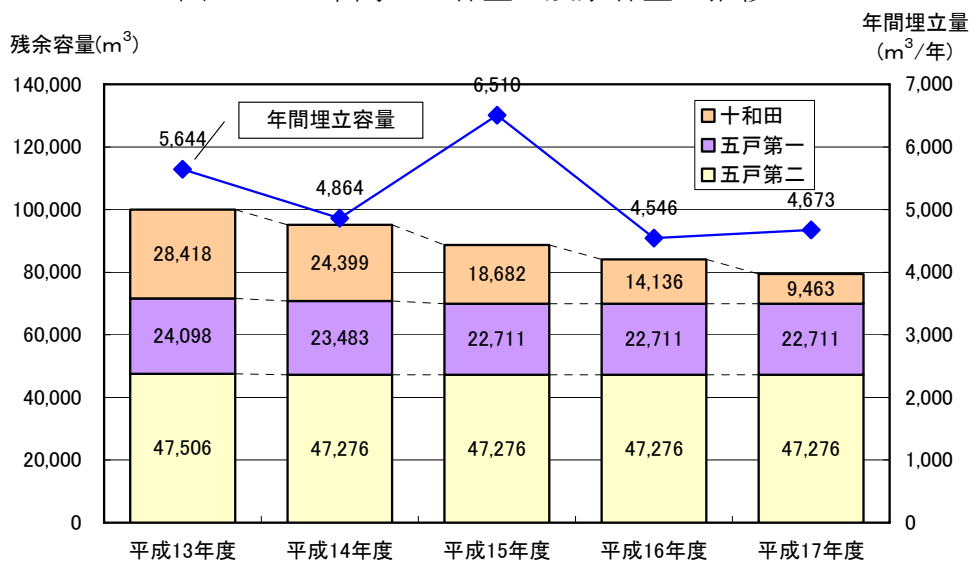
最終処分場における平成14年度から平成17年度まで品目毎の埋立実績を図2-9に示します。平成15年度に不法投棄処理で一時的に埋立ごみが増加していますが、年間6,000t前後で推移しています。このうち、焼却残渣が全体の約8割を占めている状況です。

図 2-9 最終処分場埋立実績



また、平成13年度から平成17年度までの年間埋立容量との残余容量の推移を図2-10に示します。過去5年間で約20,000m³埋立処分しています。

図 2-10 年間埋立容量と残余容量の推移



2-4 ごみ処理における課題

排出から最終処分までの各段階における課題を示します。

1. ごみ排出状況

過去5年間のごみ排出量は概ね一定に推移しています。生活系ごみについては、排出量原単位が全国・青森県を下回っている状況ですが、若干上昇傾向にあることから、今後大幅な上昇がないように排出抑制に努める必要があります。

事業系ごみについては、十和田市の排出量原単位は全国・青森県を上回っている状況です。これらのごみには、資源化が可能なOA用紙・シュレッダー用紙等が多く含まれていることから事業者による再使用・再資源化の取り組みが必要です。

また、生活系・事業系共に生ごみが多く含まれていることから、一般家庭・事業者による生ごみの減量化が必要です。

2. リサイクル状況

十和田地域のリサイクル率は概ね15%前後で推移しており、青森県内では高い状況ですが、国・青森県は平成22年度までにリサイクル率24%を目標にしており、リサイクル率の大幅な向上が求められています。

すでに容器包装リサイクル対象品目、新聞・雑誌・チラシ等の古紙類の分別収集、いくつかの町内会・地区等で集団回収が実施されている状況の中で、リサイクル率を達成するためには、相当の資源化への努力が必要となります。現行の処理体制でさらに資源化が可能な品目として、焼却施設から排出されて埋立処分されている焼却残渣が挙げられます。

3. 収集運搬

各地区に設置されているごみステーションでは、収集日を守らない、分別をしない、地区外からの投入、分別の間違い等の不適正排出の問題が発生しています。

4. 中間処理

焼却処理においては、一時的に事業系生ごみの搬入量が大幅に増大し、焼却炉内の燃焼温度の低下を招いているため、生ごみの排出抑制が求められます。

再生業者に直接引き渡している資源ごみには、燃えるごみが大量に混入している等、分別精度の低い品目があるため、資源化処理の障害となっています。

5. 最終処分

組合が現有する十和田最終処分場、五戸第一最終処分場、五戸第二最終処分場については、今後現状の埋立量で推移すると、埋立可能年数は概ね 10 年前後と推定されます。

この場合、計画目標年次（平成 28 年度）までに新たな最終処分場の整備が必要となります。しかしながら、近年では、全国的に最終処分場の用地・住民同意の取得が困難になっており、建設には多額の事業費を要することからも、現有最終処分場を可能な限り延命化することが最重要となります。

埋立処分量の約 8 割が焼却残渣であることから、これらをリサイクルすることによって、埋立量を大幅に減少させ、最終処分場の延命化を図ることが可能となります。

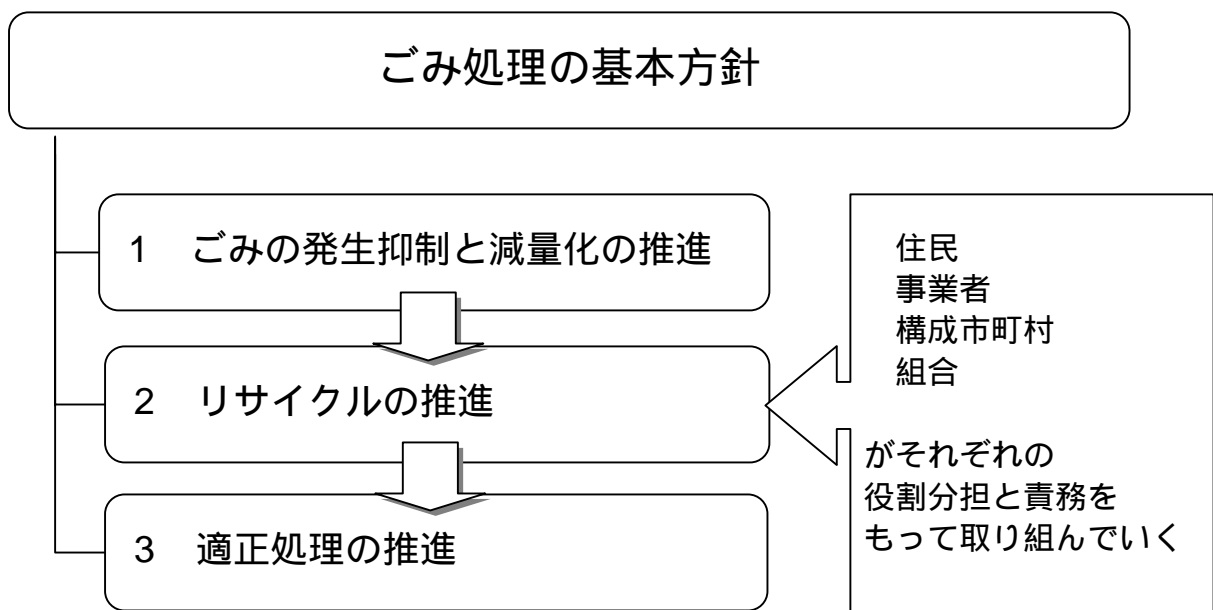
第3章 ごみ処理の基本方針

3-1 ごみ処理の基本方針

今後の組合におけるごみ処理は、循環型社会を目指すため、「ごみの発生抑制と減量化の推進」「リサイクルの推進」「適正処理の推進」の3つの基本方針を定め、以下の順位により取り組みます。

優先順位としては、第1に住民・事業者・構成市町村でごみの発生抑制と減量化（発生抑制：Reduce：リデュース、再利用：Reuse：リユース）に取り組み、第2に、排出されるごみに対してリサイクルを推進し（再資源化：Recycle：リサイクル）、そして減量化やリサイクルが困難なごみに対して、組合が環境に配慮した処理を行います。

また、住民、事業者、構成市町村、組合がそれぞれの役割分担と責務のもと、具体的な行動を掲示することにより循環型社会の構築を目指します。



3-2 基本方針に基づく住民・事業者・市町村・組合の取り組み

住民・事業者・市町村・組合が取り組むべき主な行動を以下に示します。

表 3-1 住民の主な取り組み

基本方針	住民の主な取り組み
ごみの発生抑制と減量化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ライフスタイルを見直し、ごみをできるだけ出さない工夫をする。 ・エコマーク認定商品等の環境にやさしい製品を購入する。 ・長寿命製品、詰め替えできる商品を選び、使い捨て製品の購入を自粛する。 ・食べ残しや廃棄食品をなくし、生ごみの排出抑制に努める。 ・過剰包装・レジ袋を辞退し、マイバックの持参やレンタルかごを利用する。 ・コンポスト容器・生ごみ処理機等の利用によって、生ごみを減量処理する。
リサイクルの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・資源ごみの分別排出を徹底する。 ・町内会等が行う資源の集団回収へ積極的に参加する。
適正処理の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ出しのルールを遵守し、適正な分別排出を徹底する。 ・住民同士で協力し、ごみステーションを適正に維持管理する。 ・ごみのポイ捨て、不法投棄は行わない。 ・不法投棄防止のために監視・通報に協力する。 ・自宅周辺や所有地で不法投棄をされないよう適正に管理する

表 3-2 事業者の主な取り組み

基本方針	事業者の主な取り組み
ごみの発生抑制と減量化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・繰り返し使用できる製品や、長寿命製品、詰め替え製品等、廃棄する割合の少ない商品を製造、販売する。 ・生産・製造過程で排出される廃棄物を減量するために、材料、製造プロセス等を見直す。 ・製品の過剰包装を自粛し、住民に理解が得られるようPRに努める。 ・ごみの自己処理に取り組む。 ・多量排出事業者は、ごみ処理計画及び関連施策に積極的に協力する。 ・事業系生ごみの自家処理に積極的に取り組む。
リサイクルの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・資源ごみの分別排出を徹底する。 ・リサイクルに関する自主的な取り組みを企画する。 ・個別リサイクル法を遵守すると共に、製品の回収・再資源化に努める。 ・事業者による資源回収活動（OA用紙等）に取り組む。
適正処理の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ出しのルールを遵守し、適正な分別排出を行う。 ・ごみのポイ捨てや不法投棄を行わない。 ・不法投棄防止のために監視・通報に協力する。 ・事業所周辺・所有地、特に空き地等は適正に管理し、不法投棄をされないよう心がける。

表 3-3 構成市町村の主な取り組み

基本方針	構成市町村の主な取り組み
ごみの発生抑制と減量化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ ホームページ、広報誌等でごみ減量化に関する情報提供・普及啓発を行う。 ・ 小売業者へ過剰包装の自粛と、消費者への簡易包装への理解を呼びかける。 ・ マイバック運動を推進し、レジ袋使用削減を呼びかける。 ・ 住民・事業者に対して生ごみの自家処理を啓発・支援する。 ・ 環境教育の一環として、ごみ減量に関するプログラムを検討する。 ・ ごみ減量等に関する勉強会や説明会を開催し、啓発普及に努める。 ・ 再使用を推進するために、フリーマーケット等のイベントを開催する。
リサイクルの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ ホームページ、広報誌、イベント等で住民・事業者に対してリサイクルに関する情報提供を行う。 ・ 町内会等での資源集団回収を推進または支援する。 ・ 事業者による資源回収、リサイクルを推進するための支援策を検討する。 ・ リサイクルルートの確立を検討する。
適正処理の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民との協力によって、ステーションの不適正排出の防止に努める。 ・ 住民・事業者に対してごみの不法投棄や散乱防止に対する意識啓発を図る。 ・ 不法投棄監視方法（パトロール等）を検討する。 ・ ごみの有料化を検討する。 ・ 資源ごみの持ち去り行為の防止に努める。

表 3-4 組合の主な取り組み

基本方針	組合の主な取り組み
ごみの発生抑制と減量化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 構成市町村に対してごみ排出量、ごみ性状等の情報を提供し、ごみの減量化に協力する。 ・ 民間業者による事業系ごみの処理計画を検討する。
リサイクルの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 処理による金属回収、資源ごみの資源化を行う。 ・ 焼却残渣のリサイクル方法について検討する。
適正処理の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 構成市町村に対して分別状況等の情報を提供し、分別排出の推進に協力する。 ・ 収集運搬体制を検討する。 ・ 焼却処理及び破碎選別による減量化に努める。 ・ 搬入から処理・処分に至るまでの適正な運営と維持管理に努める。 ・ 最終処分場の延命化方法について検討する。 ・ ごみの有料化を検討する。

3-3 数値目標の設定

1. ごみの発生抑制と減量化に関する目標

国の目標では、平成 22 年度の排出量（処理量+集団回収量）を平成 17 年度目標に対して約 4%削減と設定していることから、これを参考に目標年次（平成 28 年度）におけるごみ排出量は以下のように設定します。

目標年次（平成 28 年度）におけるごみ減量目標
ごみ総排出量を平成 17 年度の約 10%削減の 41,110t とする
 ごみ総排出量 = ごみ処理量 + 集団回収量

平成 17 年度実績（45,685t）に対して約 4,560t 削減
 平成 28 年度現状推計値（49,742t）に対して約 8,630t 削減

図 3-1 ごみ総排出量の減量設定

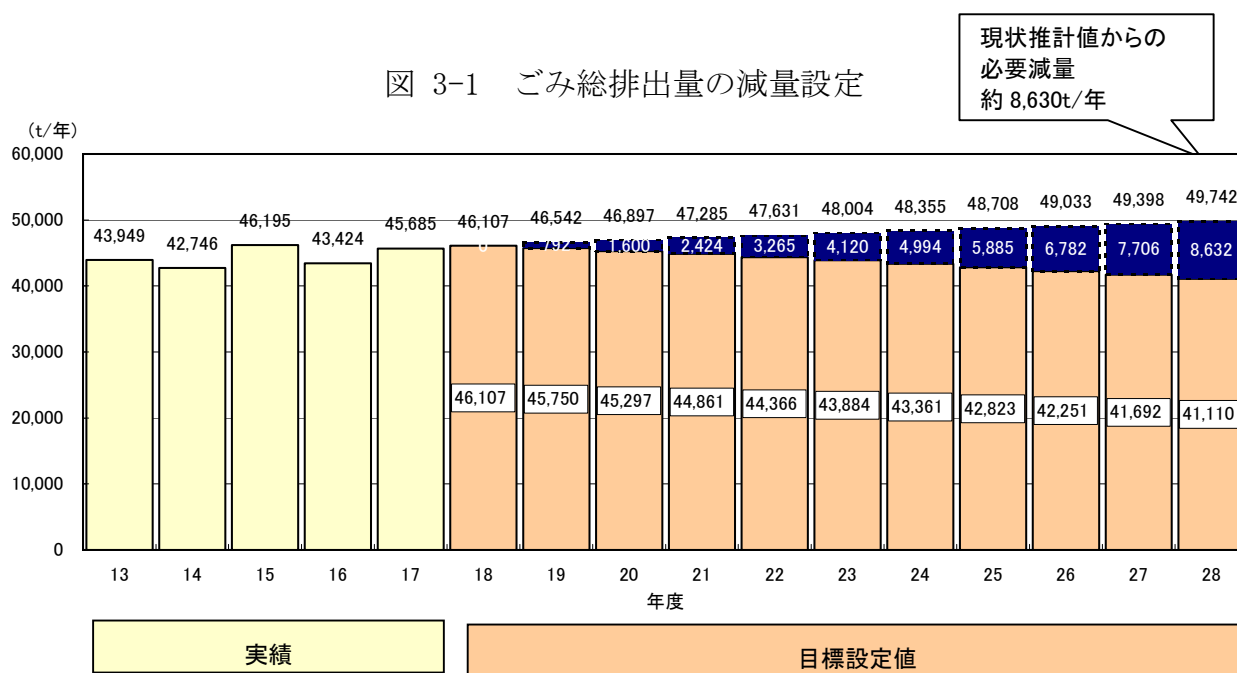


図 3-1に示すように、目標年次（平成 28 年度）におけるごみ総排出量は平成 17 年度に対して約 4,560t減の 41,110t/年となります。また、平成 28 年度の現状推計値に対して、約 8,630t/年以上のごみ減量が必要であり、現状推計値の約 17%削減に相当します。

生活系ごみの原単位は、現在のところ全国・青森県を大きく下回る状況で推移していますので、今後もこの状況を維持するという考えで、生活系ごみ減量を設定します。

一方、事業系ごみの原単位は、全国・青森県に近い数値であり、現状よりもさらなる減量化が求められている状況です。事業者による自家処理・リサイクルを推進させるためにも、生活系ごみよりも大きな減量目標を設定します。

2. リサイクルの推進

現在の組合のリサイクル率（約 15%）は青森県では比較的高い方ですが、現状の処理体制では、平成 22 年度までに国・青森県が定める目標を達成するのは極めて困難です。

燃えるごみ、燃えないごみの中にも資源物が含まれていると考えられますので、排出段階において、家庭及び事業者による分別排出の徹底、地域の集団回収活動の推進によって、資源ごみ収集量、集団回収量を増加させて、リサイクル率の上昇を図ります。

処理段階において、焼却残渣のリサイクルを新たに導入してリサイクル率を大幅に上昇させることが可能であり、導入可能性について今後検討します。

以上より、中間目標年次（平成 23 年度）、目標年次（平成 28 年度）のごみ総排出量を表 3-5に示します。

目標年次において、生活系ごみ排出量は平成 17 年度の約 1%減の約 28,220 t / 年、事業系ごみ排出量は平成 17 年度の約 29%減の 11,560 t / 年、集団回収量は平成 17 年度の約 29%増の約 1,340 t / 年となり、ごみ総排出量は平成 17 年度の約 10%減である約 41,110 t / 年を達成できます。

表 3-5 ごみの排出目標

(単位：t/年)

区 分	平成 17 年度 (実績)	平成 23 年度 中間目標年次	平成 28 年度 目標年次
①生活系ごみ	28,470 0 —	28,594 124 0.4%	28,217 -253 -0.9%
②事業系ごみ	16,181 0 —	14,124 -2,057 -12.7%	11,557 -4,624 -28.6%
③ごみ排出量(①+②)	44,651 0 —	42,718 -1,933 -4.3%	39,774 -4,877 -10.9%
④集団回収量	1,034 0 —	1,166 132 12.8%	1,336 302 29.2%
⑤ごみ総排出量(③+④)	45,685 0 —	43,884 -1,801 -3.9%	41,110 -4,575 -10.0%

※中間目標年次、目標年次の数値は上段が目標値、中段が平成 17 年度実績に対する減量値、下段が平成 17 年度実績に対する減量割合である。

第4章 基本方針の具体的施策

基本方針「1. ごみの発生抑制と減量化の推進」、「2. リサイクルの推進」、「3. 環境を配慮した処理の推進」の実現に向けて、計画期間内に行う具体的な施策を以下に示します。

4-1 「発生抑制と減量化の推進」に関する施策

ごみとして排出される前の段階での取り組みが最も重要です。ごみ排出量削減の目標達成のためにも、構成市町村が中心となって、ごみの発生や排出を抑制する取り組みを進める施策を以下に示します。

表 4-1 「発生抑制と減量化の推進」に関する施策の概要

施策		主体	概要
施策 1-1	住民による発生抑制の推進	住民市町村	①生産活動・ライフスタイルの見直しを推進する。 ②使い捨て製品の使用自粛及び過剰包装の辞退を推進する。 ③長寿命製品の活用を推進する。 ④マイバック運動（買い物袋の持参）を推進する。
施策 1-2	事業者による発生抑制の推進	事業者市町村	①製造プロセス等の見直しを推進する。 ②再生品・詰め替え用品の製造及び簡易包装を要請する。 ③製品の長寿命化を推進する。 ④ごみ減量に取り組む店舗を紹介する。
施策 1-3	ごみ減量の普及啓発活動の推進	市町村	①普及啓発冊子を作成する。 ②広報誌・ホームページ等によって啓発する。 ③イベント等を開催する。 ④各種団体へ啓発活動を行う。
施策 1-4	家庭での生ごみ自家処理の推進	住民市町村	①生ごみの発生量減・生ごみの水切りを徹底する。 ②コンポスト容器・生ごみ処理機の利用を普及する。
施策 1-5	事業者による自己処理の推進	市町村	①業務用生ごみ処理機等による生ごみ処理等、事業者によるごみの自己処理を普及及び支援するための方策を検討する ②肥料・飼料・バイオガス等の生ごみ処理システムに関する情報提供についての検討する。
		組合	生ごみ、紙類等の処理・リサイクルの事業を検討している業者に対して、処理業者としての育成等の支援策を検討する。

4-2 「リサイクルの推進」に関する施策

ごみの発生や排出の抑制を進めた上でも、なお、排出されるごみについてはリサイクルを可能な限り行います。リサイクル率向上のためにも組合による資源化处理だけではなく、住民・事業者の協力が必要となり、以下の施策を示します。

表 4-2 「リサイクルの推進」に関する施策の概要

施 策		主 体	概 要
施策 2-1	資源ごみの 分別徹底	組合	混入状況に関する情報を構成市町村に報告する。
		市町村	住民及び事業者に分別状況、混入物の正しい分別方法等の情報提供及び指導する。
施策 2-2	集団回収の推進	市町村	集団回収活動を推進するための支援を検討する。
施策 2-3	事業者による資源 回収活動の推進	市町村	①事業者によるOA用紙・シュレッダー紙等の資源回収活動の啓発啓発を行う。 ②活動推進のための協力・支援方法、リサイクルルート等の基盤作りを行う。
施策 2-4	焼却残渣の リサイクルの検討	組合	スラグ化・セメント原料・骨材利用等のリサイクル方法の中から、リサイクル実施可能性、民間委託への可能性、事業に係るコスト等を総合的に検討する。

4-3 「適正処理の推進」に関する施策

収集～中間処理～最終処分の一連のごみ処理において適正な処理を推進するための施策を以下に示します。

表 4-3 「適正処理の推進」に関する施策の概要

施策		主体	概要
施策 3-1	ごみ適正排出の徹底	住民 市町村 組合	①町内会もしくは地域単位で他の先進地の事例等を参考にしながら、ごみの適正排出や地域住民の意識向上方法に関する対策を検討する。 ②組合が搬入されるごみの分別状況を確認し、ごみの適正排出となるように、構成市町村へ情報を提供する。
施策 3-2	収集運搬体制の検討	市町村 組合	戸別収集方式への転換の有効性について、今後のごみ処理体制をふまえながら構成市町村と組合で検討する。
施策 3-3	不法投棄対策の推進	市町村	①地域住民、事業者、警察等の関連部署と連携し、不法投棄等を防止する。 ②不法投棄摘発のために、パトロールや通報等の監視連絡体制の整備、不法投棄や不適正排出の多い地区を重点的に巡回するシステムの導入を検討する。
施策 3-4	最終処分場の運営方針及び延命化方法の検討	組合	①最終処分場の延命化対策として焼却残渣リサイクル等の方法を検討する。 ②延命化を考慮しつつ、3箇所最終処分場の今後の運営方針を決定し、搬入する廃棄物の管理と計画的な埋立を実施する。
施策 3-5	ごみの有料化の検討	市町村 組合	ごみ処理事業のコスト分析を行いつつ、ごみの有料化について併せて検討し、費用対効果の高い処理事業を目指す。
施策 3-6	ごみ搬入料金の改定	市町村 組合	事業系ごみの減量・リサイクルを推進するために、搬入料金の値上げや品目別の料金格差の設定等を行う。
施策 3-7	資源ごみの抜き取り防止	市町村	ごみステーションでの資源ごみ抜き取りを防止または摘発するための対策を講ずる。

第5章 ごみ処理基本計画

十和田地域広域事務組合のごみ処理基本方針をふまえ、組合が進めていくごみ処理基本計画を以下に整理します。目標年次（平成28年度）におけるごみ処理量（目標値）を表5-1に示します。

表5-1 目標年次（平成28年度）におけるごみ処理量（構成市町村別）

（単位：t/年）

内 訳		十和田市	六戸町	おいらせ町	五戸町	新郷村	合 計
生活系ごみ	可燃（燃えるごみ）	12,468	1,345	4,778	2,597	395	21,583
	埋立	196	0	0	0	0	196
	粗大（粗大ごみ）	319	27	41	59	9	455
	不燃（燃えないごみ）	552	68	181	177	28	1,006
	資源ごみ	2,624	378	1,087	781	107	4,977
	計	16,159	1,818	6,087	3,614	539	28,217
事業系ごみ	可燃（燃えるごみ）	6,401	416	2,508	802	81	10,208
	埋立	0	133	0	0	0	133
	粗大（粗大ごみ）	147	4	20	13	1	185
	不燃（燃えないごみ）	71	8	19	13	1	112
	資源ごみ	702	46	89	72	10	919
	計	7,321	607	2,636	900	93	11,557
処理量計	可燃（燃えるごみ）	18,869	1,761	7,286	3,399	476	31,791
	埋立	196	133	0	0	0	329
	粗大（粗大ごみ）	466	31	61	72	10	640
	不燃（燃えないごみ）	623	76	200	190	29	1,118
	資源ごみ	3,326	424	1,176	853	117	5,896
	計	23,480	2,425	8,723	4,514	632	39,774

※構成市町村の処理量については、資料編1を参照

5-1 収集運搬計画

(1) 収集運搬範囲

現行体制を継続し、収集対象は構成市町村の行政区域を対象とします。

(2) ごみの区分

現行体制を継続し、「燃えるごみ」、「燃えないごみ」、「資源ごみ（缶、びん、紙（紙パック、ダンボール、新聞、雑誌・チラシ、紙製容器包装）、プラスチック（ペットボトル、プラスチック製容器包装）」、「粗大ごみ」とします。直接施設へ持ち込むごみについても同様の区分とします。

(3) 収集運搬の実施主体

生活系ごみの収集運搬は組合が実施します。事業系ごみについては、現状どおり事業者自身で施設へ直接搬入するか、もしくは許可業者に委託します。

表 5-2 目標年次（平成 28 年度）における組合の収集運搬量の見込み

（単位：t/年）

品目	十和田市	六戸町	おいらせ町	五戸町	新郷村	合計
燃えるごみ	11,722	1,303	4,662	2,478	368	20,533
燃えないごみ	379	52	153	123	22	729
資源ごみ	2,506	371	1,075	766	103	4,821
粗大ごみ	7	0	7	2	1	17

※平成 17 年度収集及び生活系搬入実績をもとに生活系ごみ目標値を按分した。

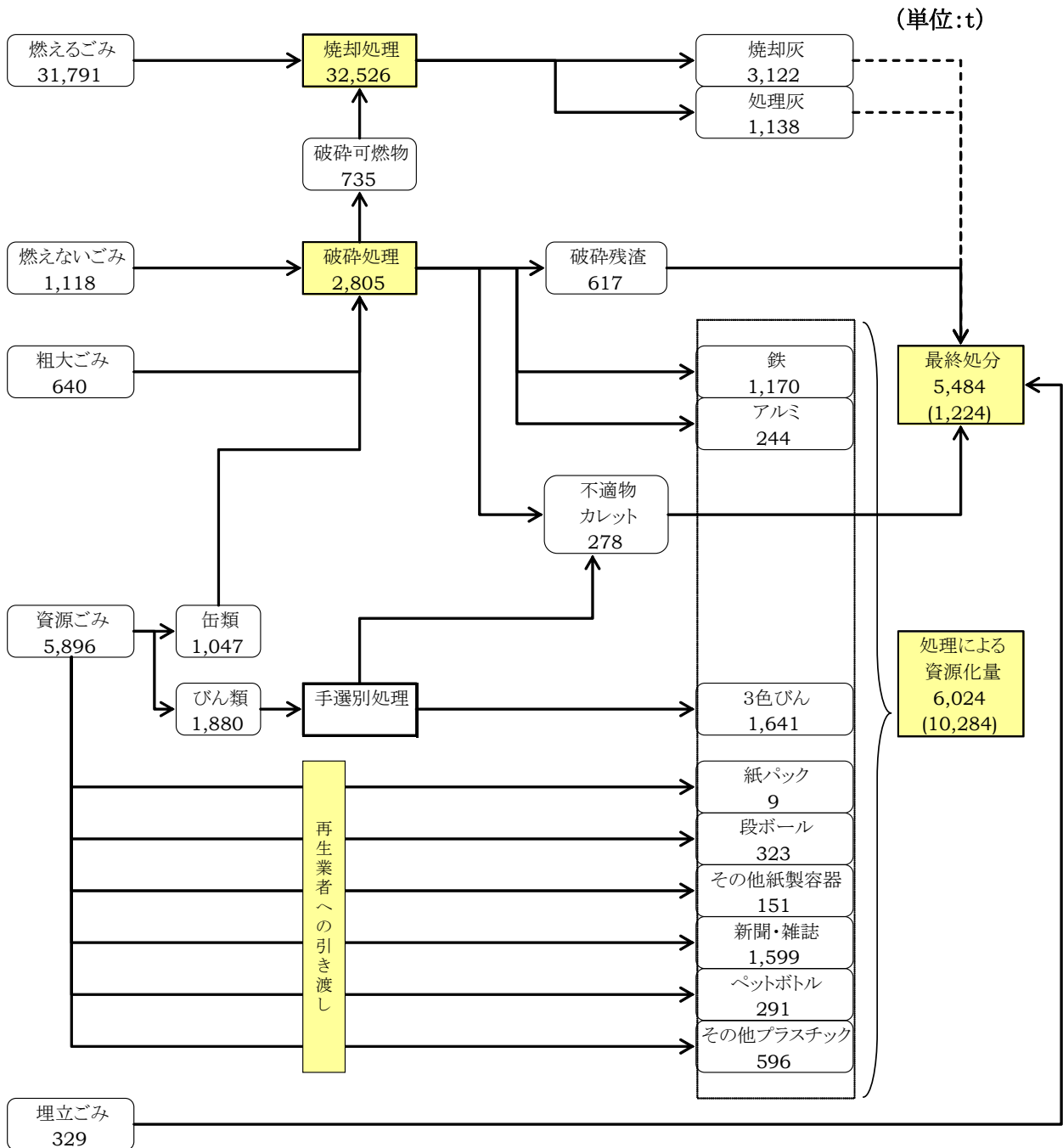
(4) 収集運搬のあり方について

ステーションの指定は、構成市町村において定めるものとし、当面は現状のステーション方式で行っていきます。不適正排出防止を図るために、収集方式の転換についての見直しが必要です。今後は地区形成、人口密度、交通状況と財政面を勘案しながら合理的かつ効果的な収集体制について検討します。

5-2 中間処理計画

目標年次（平成 28 年度）における処理フローを図 5-1に示します（処理量算出方法は資料編 1 を参照）。

図 5-1 目標年次（平成 28 年度）におけるごみ処理フロー



最終処分、処理による資源化量で示されている
()の数値は焼却残渣を全てリサイクルした場合

(1) 焼却処理

現行処理を継続し、十和田ごみ焼却施設で燃やせるごみ、破碎可燃物の焼却処理を行っていきます。施設については、適切な維持管理と定期点検を励行すると共に安定的な運転に努め、焼却炉からの排ガスと焼却残渣の安全かつ衛生的な処理を行っていきます。

なお、十和田ごみ焼却施設については、平成 12～14 年度にダイオキシン対策改造工事を行っており、計画期間における施設更新等の予定はありませんが、計画の中間年次において施設の状況を確認し、修繕もしくは更新について検討します。また、現在休止中の五戸ごみ焼却施設について今後の運用方針を検討します。

(2) 破碎選別処理

現行処理を継続し、十和田粗大ごみ処理施設で燃やせないごみ、粗大ごみ、資源ごみの缶類の破碎選別処理を行っていきます。焼却施設と同様に、適切な維持管理と定期点検を励行すると共に安定的な運転に努めます。

(3) 資源化処理

現行処理を継続し、びん類は手選別処理し、紙類とプラスチック類は委託業者で処理し資源再生業者へ引き渡しをします。

課題として、業者に引き渡している資源ごみの中には、分別精度が低い品目があり、このままでは業者から逆有償または引き取り拒否等の問題が発生する可能性があります。対策として組合での分別作業の追加が挙げられますが、ごみ処理事業費の増加を招き、結果的に住民の負担につながります。そのため、住民・事業者に対して排出段階での資源ごみの分別排出の徹底を推進するために構成市町村に分別排出状況等の情報を提供します。

(4) 焼却残渣のリサイクル

焼却残渣のリサイクル施設整備は、処理方式の選定、利用ルートの確保、施設整備等に期間を要することから、現在、焼却残渣のリサイクルに取り組んでいる民間業者への委託処理がリサイクル率向上と最終処分場延命化に対して最も有効と考えられます。

ただし、業者への委託費用が必要であり、これらは塩素含有量、含水率、粒径、異物混入状況等の受入条件で変動します。まず、焼却残渣（焼却灰・処理灰）の性状を明確に把握し、次に、受入条件、受入のために組合が負担する範囲、委託処理単価、委託先の経営状況等の評価項目を決めて、最も評価の高い民間業者を選定していきます。

また、処理委託費用は構成市町村の負担となるため、ごみ処理財政状況を考慮しつつ、委託処理の実施可能性についても併せて検討します。

5-3 最終処分計画

(1) 運転管理について

当面は現行体制を継続し、中間処理で生じた不燃残渣・処理不適物・焼却残渣等を埋立処分します。

埋立作業においては、即日覆土の徹底、浸出水の水質及び処理量の変動等の運転管理状態を把握することに心がける等、適正な維持管理及び公害防止に努め、安全かつ安定的な管理を行います。また、測量等により埋立量を把握し、埋立の進捗状況を管理します。

(2) 運営方針について

現有する十和田最終処分場・五戸第一最終処分場・五戸第二最終処分場の計画期間内における運用方針について検討します。特に五戸第一最終処分場は、閉鎖する方向で進めていきます。

(3) 最終処分場の延命化について

計画期間内で現行体制の処理を継続する場合、新規最終処分場の立地選定・施設整備計画等に早急に着手する必要があります。しかしながら、今後の新たな最終処分場用地の確保及び建設事業費の負担を考えますと、可能な限り現有最終処分場を延命化することが望まれることから、埋立処分量の大半を占める焼却残渣のリサイクルによって最終処分場の延命化を進め、目標年次（平成 28 年）以降の現有最終処分場の利用を図ります。

また、目標年次以降の最終処分場のあり方についても、新規最終処分場の整備等を含め、組合にとって将来的に有効であるか速やかに検討します。

5-4 その他の計画

(1) ごみ排出に関する情報提供

ごみの適正処理において、住民・事業者によるごみ減量と適正排出が最も重要であり、そのためにはまず、住民・事業者にごみの排出及び処理状況等を十分に理解してもらうことが重要と考えます。

これからは、収集運搬、中間処理、最終処分だけではなく、施設に搬入されるごみの分別状況、性状、量等の情報を構成市町村を通じて積極的に提供する必要があります。今後、提供する情報の内容、情報に必要なデータの取得方法、情報伝達手段等を、構成市町村と共に検討していきます。

(2) 民間業者による事業系ごみ処理システム導入の検討

ごみ処理基本方針では、事業者による処理・リサイクル推進による事業系ごみの大幅な減量化を目指しています。これらを推進する施策の一つとして、組合は民間業者による事業系ごみ処理システムの導入等を検討していきます。

(3) ごみの有料化

ごみの排出目標達成のためには、より多くの住民・事業者が減量化・適正な分別排出に取り組むことが必要です。また、これらの取り組みに関わらず、住民が一律に負担している現状に対して、ごみ排出における負担の公平化を図ることが必要です。そのため、これらを推進する施策である「ごみの有料化」について構成市町村と共に早急に検討を進めます。

(4) 搬入料金の改定

事業者によるごみ減量・リサイクルを優先的に進めていく必要があることから処理施設への搬入料金の見直しを検討します。

